平成２１年（フ）第７１１３号
大阪市住吉区庭井２丁目20番27号　大和川文化201号
債務者　塩野　恵造
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１４号
大阪市住吉区庭井２丁目20番27号　大和川文化201号
債務者　塩野　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８１号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目11番６―308号
債務者　横山喜代美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０２号
大阪府寝屋川市萱島南町21番１―404号
債務者　中村　好美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０４号
大阪府枚方市伊加賀西町31番６―101号
債務者　櫻井　修幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０５号
大阪府東大阪市三島３丁目４番６号　ＹＡＮＯハイツ201号
債務者　野村　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１３号
大阪府守口市梶町４丁目70番13号
債務者　藤田みどり
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２４号
大阪府箕面市半町３丁目12番31号
債務者　中村　洋介
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３３号
大阪市住之江区浜口西２丁目10番22号
債務者　兼久　幸雄
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３４号
大阪市北区本庄西３丁目12番13号　ボルムドゥヌ荒川５Ｄ号室
債務者　尾上　隆文
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３６号
大阪市北区鶴野町４番Ａ―308号
債務者　大橋　龍平
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３７号
大阪市平野区平野南１丁目８番32号ヴィラスミタ305
債務者　谷下　隆次
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３８号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目９番２号　特別養護老人ホームいわき園
債務者　中島　義篤
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４３９号
大阪市天王寺区上本町８丁目３番31―703号
債務者　山本　覚美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ20―５
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
茨城県水戸市若宮１丁目７番４棟206号　県営若宮アパート
債務者　大森真由美（旧姓寺山）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
茨城県水戸市藤井町906番地
債務者　園部　貢也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２０号
千葉県木更津市畑沢1138番地11
債務者　香取　雅基
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　千葉地方裁判所木更津支部